



① 妊娠が分かったら“母子健康手帳の交付”

妊娠がわかったら、医療機関から「妊娠の届出書」を受け取り、早めに草津町保健センターに「届出」をしましょう。届出を行うと『母子健康手帳』が交付されます。

【毎週、木・金曜日。必ず電話連絡の上、来所して下さい】

★交付に必要なもの★

届出する人	必要なもの	
妊婦本人	妊娠届出書（届出窓口／保健センター）＊届出書は医療機関で交付されます	
	個人番号確認書類	個人番号カード
		個人番号通知カード（個人番号カードがない場合）
		運転免許証、旅券等官公署が発行した写真付きのものから1点 健康保険証、年金手帳、社員証等から2点 （写真付きの身分証明書を持っていない場合）
妊婦の夫、妊婦の父母、夫の父母のいずれか	妊娠届出書（届出窓口／保健センター）＊届出書は医療機関で交付されます	
	窓口にお越しの方の本人確認のできる身分証明書類（右記のいずれか）	個人番号カード、運転免許証、旅券等官公署が発行した写真付きのものから1点 被保険者証、年金手帳、社員証等から2点
	妊婦本人の個人番号確認書類（右記のいずれか）	個人番号カードのまたはその写し
		通知カードまたはその写し



① 妊娠が分かったら“妊婦健診受診券の交付”

草津町では妊娠の届出をした方に妊婦健康診査受診券を交付しています。

この受診券は、医療機関における妊婦健康診査費用の一部を補助するもので、群馬県内の医療機関で使用することができます。

受診券の交付対象：草津町に住民票がある妊婦の方
（交付枚数／補助金額：14枚／98,730円分の補助）



受診券



② 生まれる前の準備 “両親学級”

妊娠おめでとうございます。お腹の赤ちゃんの健やかな誕生を待ち望んでいらっしゃると思いますが、妊娠・出産・育児に不安や悩みをお持ちではありませんか？

草津町と長野原町では、下記のとおり合同で『両親学級』を行っています。

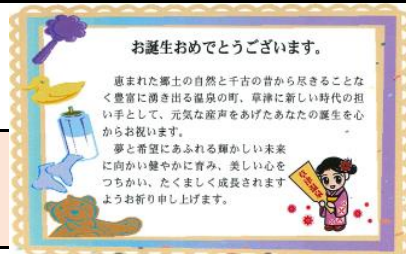
この両親学級で、妊婦さん同士の仲間作りや出産・育児について学び、少しでも不安を解消し、これからの生活に役立てていただければと思います。

職員一同、皆様のご参加をお待ちしています。



③ 赤ちゃんが生まれたら “出生届・赤ちゃん訪問”

お誕生おめでとうございます。
草津町の保健センターをはじめ、関係機関で
これから様々なサポートを行っていきます。



草津町役場住民課
メッセージカード

出生届

☆赤ちゃんが生まれたら、
生まれた日を含めて14日
以内に届出をしましょう。

出生連絡票

赤ちゃんとお母さんの様子を保健師に教えていただくための
ものです。
出生後、保健師や助産師が訪問させていただきます。

母子健康手帳(別冊)

「すこやかな妊娠・出産・育児のために」

この冊子には、市や町村が実施している母子健康手帳やその他の冊子の紹介、お母さんの心配や悩み事を相談できる場所などが掲載されています。

この冊子についで「はがき(出生連絡票)」は、赤ちゃんが生まれたときに、市町村の母子健康担当窓口(9時14~18時)への連絡にご活用ください。

群馬県

出生連絡票

赤ちゃんの性別	男・女	子
出生日時(生後2週間)	年(西暦) 月 日	
出生の場所	群馬県(市町村)	町 丁目
出生の理由	第一胎 月 日 ~ 月 日	
赤ちゃんの名前	姓(姓) 名(名) 姓(姓) 子	
お母さんの住所	群馬県(市町村) 町 丁目 番 号 郵便番号	
お母さんの氏名	姓(姓) 名(名) 姓(姓) 子	
お産の上の子は誰の子	第一胎 月 日	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	
お産の経過	経産 月 日 日 時間	

◆『出生連絡票』の提出をお願いします◆

*里帰りされる方は、里帰り先・期間等をご記入下さい。

母子健康手帳の交付時に配布する「別冊：母子健康手帳(群馬県)」に綴じ込まれている『出生連絡票』を、お早めに草津町保健センターに提出するか、ポストへ投函して下さい。

赤ちゃん訪問

訪問するときは
事前に連絡調整を
いたします。

町(保健センター)の保健師や、助産師が生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、赤ちゃんの様子やお母さんの様子を教えていただいたり、健康相談や育児のアドバイスをいたします。



③ 赤ちゃんが生まれたら “産後ケア事業”

産後ケア事業

産後ケアは出産後、お母さんが安心して子育てができるよう助産師による授乳指導・育児相談・休養等のサポートが受けられる事業です!

③ 赤ちゃんが生まれたら “産婦健診・新生児聴覚検査”

産婦健康診査(産後2週間)費用助成

令和元年(2019)年度より産婦健康診査の費用助成を開始しています

《産婦健康診査(産後2週間)とは》

産婦健診(産後2週間)は出産後、約2週間を経過する時に産科医療機関で受診していただく健診です。

草津町では、産婦健診(産後2週間)の健診費用の一部助成を行います。

新生児聴覚検査費用助成

平成30(2018)年度より新生児聴覚検査の費用助成を開始しています。

《新生児聴覚検査とは》

新生児聴覚検査は、新生児期において、先天性聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査です。早期発見により適切な支援が行われることで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。

この検査は、出産した医療機関において、産後入院中に実施される検査です。